

令和元年度第3回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年6月14日

場所 十和田市役所議会会議室

令和元年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 令和元年6月14日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和元年6月14日(金) 午後2時38分

4. 出席農業委員(18名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(1名)

1番 野月弘行君

6. 出席農地利用最適化推進委員(10名)

旧十和田町	白山雄治郎君	旧十和田町	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	深持	下久保トキ子君
切田	若沢弘幸君	切田	中川原彰造君
東部	山端至誠君	六日町	竹ヶ原竹夫君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（4名）

大深内 工藤 武彦 君 大深内 立崎 和寿 君
伝法寺 小笠原 秋彦 君 藤坂 松田 賢志 君

8. 会議に付した案件

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第15号 農地の転用事実に関する照会について
報告第16号 農地等の現況について（裁判所）
報告第17号 農用地利用配分計画の認可について
報告第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第18号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第19号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第22号 平成30年度の活動に対する点検・評価及び令和元年度の目標とその達成に向けた活動計画について
議案第23号 十和田市農業委員会委員の辞任の同意について

9. 議事録署名委員

11番 甲田 稔 君 12番 豊川 洋人 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 局長 今泉 卓也 事務局 次長 高橋 克彦
事務局 農地係長 越田 守 事務局 振興係長 根岸 優一
事務局 主査 山崎 和也 事務局 主査 中野渡 礼央
事務局 主査 椛木 信人 事務局 主査 吉田 武範

1 1 . 書 記

事 務 局 主 査 山 崎 和 也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、令和元年6月6日に告示招集いたしました、令和元年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 甲田 稔 委員、12番 豊川 洋人 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページになります。2ページ及び3ページは農地法によるもので、14番は農地として管理、15番、16番は機構へ切替予定、17番、18番は別の方へ貸借する予定です。また、17番は長芋を耕作したところ、石が出てきたため、1ヶ月程での解約です。4ページは中間管理事業によるもので、7番は別の方へ貸借する予定、協力金の返還はございません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから7ページになります。今回は4件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望が1件あります。19番は一部は公衆用道路、残りを農地として管理するものです。20番は昭和51年に転用済みでしたが、完了届が提出されないため台帳は田となっております。21番は一部は宅地で、残りは農地として管理するものです。22番は一部は雑種地、残りを自ら耕作、貸借、農地として管理する予定です。あっせん希望があります。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）8ページをお願いいたします。報告第14号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。9ページです。5月の総会、議案第7号で承認された案件で、入札は5月28日に実施し、_____さんのみでした。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 10 ページをお願いいたします。報告第15号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11 ページです。今回の照会件数は4件5筆で、現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は6月10日と11日に行っております。9番はゼブレイブン西一番町店から北に約130メートル先の所です。昭和54年建築の住宅、庭、通路になっていることから、非農地と回答しました。10番はデイサービスセンターなかよし荘から東に約300メートル先の所です。昭和44年建築の住宅が建っていることから、非農地と回答しました。11番は牛鍵公民館から南東に約300メートル先の所です。樹高20メートル程度の山林状態で、周囲も山林で、農地としての利用は困難であることから、非農地と回答しました。12番は十和田湖小中学校から東に約250メートル先の所です。2筆とも広葉樹の繁茂や杉林となっており、周囲も山林で、農地としての利用は困難であることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君） 次に報告第16号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 12 ページをお願いいたします。報告第16号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13 ページです。今回の照会件数は1件5筆で、現地調査は6月6日に実施し、裁判所への回答は6月7日に行っております。①・②は救護施設誠幸園から南に約450メートル先の所です。使用貸借中で賦課金の滞納はありません。③・④は旧4号線沿いのカワダ食品十和田工場の西側です。使用貸借は無く賦課金の滞納があります。⑤はグループホームはなはから、南西に約270メートル先の所です。使用貸借は無く賦課金の滞納もありません。①から⑤の全てが牧草が作付されており、農地として適切に管理されております。以上の内容を裁判所へ回答しております。以上です。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いいたします。報告第17号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。15ページです。今回は賃借権で、右上に記載の合計は、3件3筆1町歩です。56番は大沢田字笹館の田、期間8年、年50,800円、再設定です。57番は相坂字相坂の田、期間9年、年45,900円、再設定です。58番は相坂字小林の田、期間6年、年28,000円、再設定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いいたします。報告第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件です。17ページです。この案件は5月の総会、議案第21号で許可済みものですが、譲渡人の都合により取消しするもので、許可証は2枚とも回収済みです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、國分委員、中野委員の3名です。6月6日に現地調査及び市役所新館5階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 18ページをお願いいたします。議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は19ページから20ページになります。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君） 第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計4件で、このうち所有権移転が3件、賃借権設定が1件です。まず所有権移転ですが、19ページの申請番号27番から29番までは、全て相手方要望による売買です。20ページは賃借権設定で、申請番号24番は労力不足により賃貸借を行います。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の27番から29番までと、貸借の24番についての農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。以上です。

議長（力石堅太郎君） 箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第17号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 21ページをお願いいたします。議案第18号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を

定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は22ページになります。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いいたします。

報告委員（國分弘志君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。6月6日午後、箕輪班長、中野委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転による売買1件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号6番の売買理由は相手方要望です。申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の1件についてはお手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を6月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）國分委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第18号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）23ページをお願いいたします。議案第19号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。24ページです。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人

あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は24ページから25ページで、右上に記載の合計は、4件22筆5町1反です。設定期間は3年が17番、10年が16番と18番、20年が19番となります。26ページをお願いします。使用貸借による権利の設定は26ページから28ページで、右上に記載の合計は、9件29筆8町4反です。設定期間は5年が41番から44番、10年が36番から40番となります。協力金の対象はございません。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第19号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）29ページをお願いいたします。議案第20号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。30ページです。この場所は、のづき内科小児科クリニックの北側で、自己住宅建築の転用許可を受けていたものを従業員及び配送業者の駐車場へ変更申請するものです。31ページです。31ページと32ページは関連があります。この場所はイオンスーパーセンター十和田から北に約800メートルのところ、倉庫建築で転用許可を受けていたものを事業計画を変更し、一部を従業員及び来客用駐車場へ変更申請するものです。32ページです。これは31ページの案件の一部を事業承継するもので、一部を資材置場及び従業員駐車場にするものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）33ページをお願いいたします。議案第21号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は34ページになります。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。16番 中野 均 委員、お願いします。

報告委員（中野均君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は3件です。申請番号11番の転用事由は店舗及び自動車整備工場の建築です。申請地に新車のショールームと整備工場を移転新築するものです。申請番号12番は普通住宅の建築です。譲受人は現在夫婦でアパートに居住しており、自己住宅の建築により借家住まいの解消を図ります。申請番号13番は、資材置場及び従業員駐車場の整備です。譲受人の事業規模拡大に伴い資材置場と駐車場が必要となることから、自己所有地の隣接地を事業用地に選定したものです。申請地の場所ですが、申請番号11番はコメリパワー十和田店の東側です。12番はまきばのこども園の南側です。13番は馬場青果の事務所の西側です。次に農地区分についてですが、11番と12番は都市計画法の用途地域内であり第3種農地に該当します。13番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また内容は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）中野委員、ご苦労様です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可

相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）35ページをお願いいたします。議案第22号、平成30年度の活動に対する点検・評価及び令和元年度の目標とその達成に向けた活動計画について。農林水産省経営局農地政策課長通知（平成28年3月4日付27経営第2933号）に基づき別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について承認を求める件です。これは5月の全員協議会で皆様にお示ししましたが、皆様にご意見・ご要望をお伺いし、取りまとめたうえで、本日の総会に提案するものです。36ページです。36ページから43ページまでが、平成30年度の活動の点検・評価案でございます。変更はございませんが、いただいた意見・ご要望を踏まえ、追加した部分のみをご説明いたします。43ページをお願いいたします。ローマ数字のⅦ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、四角に囲まれた部分にご意見・ご要望を取りまとめました。農地利用最適化等に関する事務について。要望・意見は、①担い手への農地の利用集積・集約化について、目標の面積に近いので評価できると思う。今後も継続して周知・啓発を行っていけばいいと思います。②新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、目標面積に対して実績面積が少ないが、経営体が増えていることを評価したい。就農相談の受付を継続していけばいいと思う。③遊休農地に関する措置について、目標に近く評価できる。④違反転用への適正な対応について、農地パトロールの効果が出ていると思う。⑤農業者の高齢化により農家戸数が少なくなり、また、その他には新しく農業に従事するかたも少なくなり、それを改善するためには地区住人、又は、関係者と相談しながら今後の活動に役立てていきたいと考えております。対処内容としては、①について、農地の出し手の情報提供・広報活動を進め、人・農地プランに位置付けられている中心経営体への農地の集積を図る。②⑤について、担い手の確保・育成を図るため、新規参入の支援活動・農業後継者の結婚対策に努める。③④について、引き続き、市内全農地の利用状況調査・農地パトロールにより、遊休農地の把握・違反転用の状況調査を行い、発生防止・解消に向けて啓発と是正指導を行う。農地法等によりその権限に属された事務。要望・意見は、各事務は適正にされていると思う。対処内容として、引き続き農地法やその他関係法令等に基づいた法令事務の適正執行に努める。44ページです。44ページから46ページは令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案

ですが、こちらは変更がございません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）47ページをお願いいたします。議案第23号、十和田市農業委員会委員の辞任の同意について。十和田市農業委員会委員 野月 弘行 から別紙のとおり辞任願が提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、辞任について農業委員会の同意を求める件です。48ページをお願いいたします。野月委員から提出された辞任願です。法律第13条では、委員は、正当な事由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。と規定されております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第23号は同意することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

———— 閉会 午後2時38分 ————